

台湾台南市での学校交流活動支援実施要領

1 趣 旨

台湾台南市からの教育旅行等の誘致促進の一環として、台湾台南市での修学旅行、研修旅行等において学校間交流を目的とした活動を行う県内の学校に対し支援を行うもの。

なお、活動内容については、東日本大震災被災地支援に対する御礼並びに本県の復興状況の説明及び本県の観光PR等を取り入れるものとする。

2 支援対象学校

県内の公立・私立の中学校・高等学校

3 支援対象

学校間交流活動に係る経費の一部負担

4 支援対象経費の内容

学校間交流活動に係る施設利用料・賃貸料・通訳料・茶菓代・記念品代・事務用品等購入費・会議資料等印刷代等

5 支援の限度額

学校間交流活動1活動あたり30万円とする。但し、年度内予算の範囲内とする。

6 交流活動の人数

学校間交流活動人数は1活動あたり、海外で交流活動を行った県内の生徒数20名以上とするが、但し、会長が認めたものはその限りではない。

7 申請・負担金交付等

(1) 申請の提出

支援を希望する学校（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）に必要事項を記入し（公社）宮城県観光連盟会長（以下「会長」という。）に提出する。

(2) 交付決定の通知

会長は申請内容を審査し、適当と認めた場合は、当該申請者に負担金交付の決定を通知する。

(3) 負担金の概算払い

会長は、負担金交付決定後、申請者からの概算払い請求（様式2）により負担金を交付する。

(4) 事業の完了

申請者は、活動終了後速やかに、報告書（様式3）に支援対象経費の支出に係る証拠書類を添えて確定額から概算払い負担金を除いた残金分を会長に請求（様式4）する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。